

記者発表資料 2枚

平成30年 4月26日
福島県土木部建築指導課

「福島県空き家・ふるさと復興支援事業」の募集を開始します。

東日本大震災・原子力災害により被災又は避難されている方の住宅再建や、県外からの定住等を促進するため、空き家を改修し自ら住まわれる方へ改修費用の一部に補助金を交付します。以下により、今年度の募集を開始しますのでお知らせします。

- 1 募集期間 平成30年4月27日（金）～平成30年12月28日（金）
※先着順、予算枠に達した時点で終了します。
- 2 補助を受けることができる方
 - (1) 東日本大震災で被災（半壊以上）された方
 - (2) 原子力災害で避難されている方
 - (3) 県外から福島県内に移住される方（申請日から遡って、原則2年以内に移住した方を含む）
- 3 補助の内容
 - (1) 空き家のハウスクリーニング等 補助上限40万円／戸
※空き家の改修に合わせて実施する場合があります。
 - (2) 空き家の改修 内外装やトイレ・浴室等の水廻りの改修に対し工事費の1／2（補助上限150万円／戸）
※県外から移住される子育て世帯の補助上限は210万円／戸となります。
※県外から移住される方は、住宅金融支援機構の「【フラット35】地域活性化型」の金利引下げ制度（返済期間の当初5年間、住宅ローン金利が0.25%引下げ）が受けられる場合があります。
- 4 申請窓口 対象の空き家がある市町村を所管する県建設事務所（建築住宅課）
※（別紙）県建設事務所一覧をご覧ください。
- 5 その他 この事業の補助金交付要綱や申請様式等は、県建築指導課ホームページ（県トップページから「空き家」で検索）を御覧ください。

【問い合わせ先】

土木部 建築指導課
（担当者）課長 川音 真悦
電話 024-521-7522 内線 3666
FAX 024-521-7955

(別紙) 県建設事務所一覧

県北建設事務所 (建築住宅課)	福島市杉妻町 2 番 16 号 (福島県庁北庁舎 6F)	TEL024-521-2575
県中建設事務所 (建築住宅課)	郡山市麓山 1 丁目 1 番 1 号 (福島県郡山合同庁舎 北分庁舎 1F)	TEL024-935-1462
県南建設事務所 (建築住宅課)	白河市昭和町 269 番地 (白河合同庁舎 2F)	TEL0248-23-1636
会津若松建設事務所 (建築住宅課)	会津若松市追手町 7-5 (会津若松合同庁舎 3F)	TEL0242-29-5461
喜多方建設事務所 (建築住宅課)	喜多方市松山町鳥見山字下天神 6-3 (喜多方合同庁舎 2F)	TEL0241-24-5727
南会津建設事務所 (建築住宅課)	南会津町田島字根小屋甲 4277-1 (南会津合同庁舎 3F)	TEL0241-62-5337
相双建設事務所 (建築住宅課)	南相馬市原町区錦町一丁目 30 (南相馬合同庁舎 2F)	TEL0244-26-1223
いわき建設事務所 (建築住宅課)	いわき市平字梅本 15 (いわき合同庁舎 2F)	TEL0246-24-6134
県庁土木部 建築指導課	福島市杉妻町 2-16 (福島県庁西庁舎 4F)	TEL024-521-7528